

W I N G E S S A Y

DENTAL WING Co.,LTD

—2018年4月

☆桜咲く4月。新年度の始まりです。新しい出会いの季節でもあります。「人は一生のうちで、自分に必要な人とは必ず出会える。しかも、早からず遅からず。」という言葉があります。人との出会いの中で、そして色々な出来事のなかで、僅かでも自分を成長させることが出来るといいですね。穏やかな毎日でありますように。

☆この4月から診療報酬の改定です。毎月、裏面に掲載させていただいております M&D 医業経営研究所の木村先生から、今回の改正の中身についてコメントをいただきましたので、要旨をご案内させていただきます。

今回の改正、+0.69%という形になりましたが、内容は地域包括システムの実現を目指した内容になっています。

1 人生100年時代を見据えた社会の実現。 2 どこに住んでいても適切な医療・介護を安心して受けられる社会の実現(地域包括システムの構築) 3 制度の安定性・持続可能性の確保と医療・介護現場の新たな働き方の推進が上げられます。

今回の改定の基本方針1では、地域包括システムの構築と医療機能の分化・強化があげられ、具体的方向性として、かかりつけ医の機能評価、かかりつけ歯科医の機能の評価、かかりつけ薬剤師の機能の評価、そして外来医療の機能分化を重症化予防の取り組みの推進などが取り上げられています。

基本方針2では、新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現・充実で、具体的方向性の例として、口腔疾患の重症化の予防、口腔機能低下への対応、生活の質に配慮した歯科医療の推進が明記されています。このように、診療報酬改定は、医科・歯科・薬剤を合わせた医療介護連携が重視されているところに特徴があります。

そのなかで重要視されているものの一つは、周術期の口腔機能管理です。これは、ガンや臓器移植などの大きな手術の前後に口腔ケアを行うことで、予後の経過が良くなり、在院日数が短縮できるためです。今回の改正で股関節インプラントや心疾患、脳疾患、骨髄移植などにまで対象範囲が拡大されます。そのなかで、院内に歯科を持つ医療機関が少ないほか、勤務する歯科医師も1名しかいないところが多いため、民間の歯科医院からの訪問による周術期の口腔機能管理を想定しています。

二つめの重視されている項目は、病院と歯科医院の連携です。例えば、糖尿病を歯周病の関連から、重症化予防のために医科歯科連携が求められていますが、歯科から医科への問い合わせでは、拔牙に関する病状の確認が9割という状態です。歯科から医科への問い合わせによって、医科では100点の医科歯科機関連携加算が算定できますが、算定回数が低く普及しているは言えない状態です。また、在宅療養支援病院や診療所からの相談は44%ありますが、歯科に訪問診療を依頼したのは1割未満が過半数で、訪問歯科診療の必要性は、う蝕や義歯など歯科疾患に関する訴えがあるときと、摂食嚥下障害となっています。逆に、在宅療養支援病院や診療所への歯科医師からの問い合わせは、病名・病歴・患者の状態などが85%、処方内容の問い合わせが62%で、拔牙などの観血処置を伴う歯科診療のための情報が中心です。このような状況から、厚生労働省は、なかば強制的に歯科診療所と医療介護施設との連携を促そうとして今回の強診の施設基準の改正になったものとみられます。

いかがでしょうか。これからの歯科医療の進むべき一つの方向性が受け取れます。出来ることからシフトされることをお勧めいたします。今回、木村先生をお招きし、診療報酬改定から受け取れる歯科医院経営の方向性、また、少子化に伴うスタッフの雇用問題などをお話いただく予定です。タイトルは正式には後日ご案内させていただきますが、5月12日土曜日の夕方から開催することを決定いたしました。是非ご予約いただけたら幸いです。